

利用権設定申出書、申請要件確認チェックリスト

**提出部数 各1部
(申出書のみ 2部)**

**申出書受付期間
毎月15日まで**

受付場所	番号	受付年月日	
		令和	年 月 日
農業委員会事務局		支所	
(担当)		(課長)	(担当)

申請書の提出等が、申請者本人でない場合は委任状が必要です。

区分	提出書類名	個人 (農作業 常時従 事者)	農地所 有適格 法人	個人 (農作業 非常時 従事者)	農地所 有適格 法人以 外の法 人	備考	添付書類 チェック欄	
							(申請者)	(委員会)
1.	農用地利用集積計画明細書・利用権設定申出書	○	○	○	○			
2.	利用権設定する土地の登記事項要約書	△	△	△	△	(注1)		
3.	営農計画書	△	△	△	△	(注2)		
4.	農地所有適格法人としての事業等の状況確認書		△			(注3)		
5.	利用権設定における確約書			○	○			
6.	耕作証明書	△	△	△	△	(注4)		
7.	法人定款等		△		△	(注5)		
8.	法人登記事項証明書		△		△	(注5)		
9.	遺産分割協議書又は相続人代表者指定届(同意書)	△	△	△	△	(注6)		
10.	委任状	△	△	△	△			

※ ○印の書類は必ずご用意ください。△印の書類は注意書き等を参照頂き、必要な場合はご用意ください。

[留意事項]

- (注1) 新規設定の場合及び農家台帳と内容が異なる場合のみ添付。
- (注2) 新規設定の場合及び南丹市内で新たに借入れる入作者のみ添付。
※新規就農者や南丹市内で初めて農地の権利を取得される方は、営農計画等の説明を受け審査するため、農業委員会総会への出席を求める。
- (注3) 再設定の場合で毎年定期報告をしている法人は省略可。(農地所有適格法人の要件を満たしている必要あり)
- (注4) 申請者が南丹市以外に居住している場合に添付。
- (注5) 再設定の場合で前回提出時から変更された事項がない場合は省略可。
- (注6) 相続登記未了の場合に提出し、相続関係図、除籍・戸籍謄本等の添付が必要。

[連絡先]

氏名	電話番号	備考
	-	

[申請記録]

日付	訂正、加筆等の内容

[確認事項]

区分	内容	個人 (農作業 常時従 事者)	農地所 有資格 法人	個人 (農作業 非常時 従事者)	農地所 有資格 法人以 外の法 人	確認 欄
1	耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (基本構想第4・1(1)①ア(ア))	○	○	○	○	
A	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (基本構想第4・1(1)①ア(イ))	○				
B	その者が地域の農業における他の農業者との適正な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。 (基本構想第4・1(1)①エ(イ))[法第18条第3項第3号イ]			○	○	
2	その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員(会社法上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であつて、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者)のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 (基本構想第4・1(1)①エ(ウ))				○	
3	土地について他の使用収益権者がある場合は、その者を含む利用権設定者の同意確認ができること。 (基本構想第4・1(1)①ア(ウ))	○				
4	農業で自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 (基本構想第4・1(1)①ア(ウ))	○				
5	その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有資格法人にあつては、常時従事者たる構成員)がいること。 (基本構想第4・1(1)①ア(エ))	○	○			
6	賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借又は使用貸借は解除されること。 (基本構想第4・1(7)⑥)			○	○	
7	毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならないこと。 (基本構想第4・1(7)⑦) 様式4			○	○	
8	賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項についてあらかじめ定め、これを実行すること。 (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務 (イ) 原状回復の費用の負担 (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め (基本構想第4・1(7)⑧)			○	○	